5　前条第三項の規定は、未成年者口座及び課税未成年者口座を開設する市町村民税の所得割の納税義務者の基準年の前年十二月三十一日までに契約不履行等事由が生じた場合に、法附則第三十五条の三の三第八項第一号から第三号までの規定により未成年者口座内上場株式等の譲渡があつたものとみなされたときについて準用する。この場合において、前条第三項中「附則第三十五条の三の二第四項」とあるのは「附則第三十五条の三の三第六項」と、「非課税口座内上場株式等」とあるのは「未成年者口座内上場株式等」と、「場合には、当該」とあるのは「場合には、同条第八項第一号から第三号までの規定による」と読み替えるものとする。

第二条　地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改め、同条ただし書中「、第七条及び第八条」を削り、「同年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

附則第二条中「をいう。）及び」を「のうち、特定資産の譲渡等（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この条において同じ。）並びに」に、「をいう。）と」を「のうち、特定課税仕入れ以外のものをいう。）と」に改める。

附則第三条第三項の表及び第四項の表中「の次の徴収取扱費算定期間内」を「の次」に改め、「同年九月」の下に「から十一月まで」を加える。

附則第四条第一項中「この項」を「この条」に、「平成二十七年九月から十一月まで」を「平成二十九年三月から五月まで」に改め、「。以下この条において同じ」を削り、同項の表中「二十七年旧地方税法」を「二十九年旧地方税法」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

附則第五条の表中「二十七年旧地方税法」を「二十九年旧地方税法」に改める。

附則第六条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「十七分の十」を「十九分の十」に、「十七分の七」を「十九分の九」に改め、同条第二項を削る。

附則第七条のうち予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第十九条第二号の改正規定中「百分の二十・八」を「百分の十九・五」に改める。

附則第八条中「平成二十七年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十六年度」を「平成二十八年度」に改める。

附則第十条及び第十一条中「二十七年経過措置対象課税仕入れ等」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に、「「二十七年経過措置対象課税仕入れ」を「「二十九年経過措置対象課税仕入れ」に、「（二十七年経過措置対象課税仕入れ」を「（二十九年経過措置対象課税仕入れ」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中地方税法施行令の一部を改正する政令附則第一条ただし書の改正規定（「、第七条及び第八条」を削る部分に限る。）　公布の日

二　第一条中地方税法施行令第三十五条の七の二第四項、第四十八条の九の十二第一項及び第二項並びに第四十八条の九の十三第五号の改正規定並びに同令第五十一条の改正規定（「本条」を「この条」に改める部分を除く。）並びに附則第五条第二項の規定　平成二十七年十月一日

三　第一条中地方税法施行令第七条の四の二第一項第九号の改正規定　平成二十八年一月一日

四　第一条中地方税法施行令第六条の九の二の次に一条を加える改正規定、同令第七条の三の二の改正規定、同令第八条の十二第二項の改正規定（「第九条の七第十九項」を「第九条の七第二十項」に改める部分に限る。）、同令第九条の七の改正規定（同条第二項中「第二条第十二号の七の四」を「第二条第十二号の七の二」に改める部分並びに同条第七項中「計算した額（以下この条、第四十八条の十三」を「計算した額（以下この項、同条」に改める部分及び「この条及び第四十八条の十三において「市町村民税の控除余裕額」を「この項及び第四十八条の十三において「市町村民税の控除余裕額」に改める部分を除く。）、同令第九条の九の四第三項第四号、第九条の九の五第三項第四号、第十条第二項及び第三項、第三十二条の二第四項第四号並びに第三十五条の五第一項第二号の改正規定、同令第四十六条の二の二の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の十三の改正規定（同条第二十項中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に改める部分、同条第九項中「同法第二条第十二号の十四」を「同条第十二号の十四」に、「同法第二条第十二号の四」を「同条第十二号の四」に改める部分及び同項第一号中「同条第十二号の七の四」を「同条第十二号の七の二」に改める部分を除く。）、同令第四十八条の十五の三第三項第四号、第四十八条の十五の四第三項第四号及び第五十七条の二の改正規定並びに同令第五十八条の改正規定（「第十一条の六」を「第十一条の二」を「第十一条の六」に改める部分に限る。）並びに同令附則第十五条第五項の改正規定（「特別区及び」を「特別区並びに」、「区の区域」を「区及び総合区の区域」に改める部分に限る。）並びに附則第四条及び第六条の規定　平成二十八年四月一日

五　第一条中地方税法施行令附則第十八条の六の二の次に一条を加える改正規定　平成二十九年一月一日

六　第一条中地方税法施行令第八条の十五の改正規定（「同条第五項の」を「同項の」に、「基因して同条第七項」を「基因して法第五十三条第七項」に改める部分を除く。）、同令第八条の十六の改正規定、同令第八条の十八の改正規定（「前九年内連結事業年度」を「前十年内連結事業年度」に改める部分に限る。）、同令第八条の十九、第八条の二十一及び第八条の二十二の改正規定、同令第八条の二十四の改正規定（「のうち同条第十五項」を「のうち法第五十三条第十五項」に、「同条第十五項の」を「同項の」に改める部分を除く。）、同令第九条の改正規定、同令第二十条の三の改正規定（同条第二項の表法人税法施行令第百十二条第一項第一号の項の次に次のように加える部分及び同表法人税法施行令第百十二条第十二項第二号の項の次に次のように加える部分を除く。）並びに同令第二十一条第一項の改正規定　平成二十九年四月一日

七　第一条中地方税法施行令目次の改正規定、同令第二条第二項第二号及び第六条の十四第一項第四号の改正規定、同令第七条の十九の改正規定（同条第四項中「計算した額（以下この条及び第四十八条の九の二」を「計算した額（以下この項並びに同条第二項及び第五項」に、「係る法第三十七条の三」を「係る同条」に改める部分及び「残額（以下この条及び第四十八条の九の二」を「残額（以下この項及び第四十八条の九の二第五項」に改める部分を除く。）、同令第二章第二節中第三十五条の四の三を第三十五条の四の四とし、第三十五条の四の二を第三十五条の四の三とし、第三十五条の四の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の九の二の改正規定（同条第二項中「、法第三百十四条の八」を「、同条」に改める部分及び同条第五項中「係る法第三百十四条の八」を「係る同条」に改める部分を除く。）並びに同令第四十八条の九の十七の次に一条を加える改正規定　平成三十年一月一日

八　第一条中地方税法施行令第三十七条の九の三及び第五十一条の十一の改正規定　水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）の施行の日

九　第一条中地方税法施行令第三十六条の三第四項第一号及び第二号の改正規定並びに同令附則第十一条の二第三項の改正規定　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）の施行の日

十　第一条中地方税法施行令第三十七条の改正規定（「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める部分に限る。）及び同令第五十条の改正規定　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日

十一　第一条中地方税法施行令附則第六条の二に三項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）　電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第七条の四の二第一項第一号の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法第二十三条第一項第十四号に規定する利子等に係る道府県民税の利子割について適用し、施行日前に支払を受けるべき改正法第一条の規定による改正前の地方税法第二十三条第一項第十四号に規定する利子等に係る道府県民税の利子割については、なお従前の例による。